

令和2年3月

入札・契約制度及び工事請負契約約款の改正について

令和2年4月1日付けの民法改正、公共工事の品質確保の促進に関する法律（品確法）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入契法）の改正に伴う各法の基本方針等に基づき、下記のとおり、本市の入札・契約制度における取扱いや工事請負契約約款の改正を行いました。

記

1 工事請負契約約款の改正

令和2年4月1日付けの民法改正に基づき、中央建設業審議会の下にワーキンググループが設置され、工事請負契約約款の規定の見直しについて協議が行われました。主な改正事項は下記のとおりとなっており、これにより新たな工事請負契約約款が実施されることとなったため、本市においても工事請負契約約款について関連する規定を改正します。

【主な改正事項】

- ・ 契約不適合責任について（第41条関係）
- ・ 契約不適合責任の担保期間について（第41条の2関係）
- ・ 発注者・受注者の損害賠償請求権について（第42条、第42条の2関係）
- ・ 発注者、受注者の解除権（催告・無催告）について（第44条～第46条の3関係）
- ・ 解除に伴う措置について（第47条関係）

2 2次以下の下請負業者に係る社会保険未加入対策の実施

公共工事における下請契約からの社会保険等未加入建設業者を排除することについては、平成29年度から「元請業者からの排除」及び「1次下請業者からの排除」について実施しておりますが、2次以下の下請業者については対象としていなかったため、建設業者の労働環境等を改善し、社会保険加入の促進を図るため、社会保険未加入業者の排除に係る手続き等を見直すこととし、工事契約約款第6条の2を改正します。

3 工事請負費内訳書への法定福利費の明示の義務付け

契約締結後に受注者から提出される工事請負費内訳書について、技能労働者が必要な保険に加入できる環境を整え、社会保険加入の促進を図るため、「建設工事の適正な施工の確保について」（令和元年12月6日付建管第1348号）により、受注者が提出する書類のうち、契約約款第3条第2項の規定に基づく「工事費内訳書」に法定福利費を明示することを義務付け、この旨を同約款第3条に追加します。

4 現場代理人の兼務を認める工事について

これまで、現場代理人の兼務を認める工事の条件の一つに『兼務する工事は全て本市発注の同一施工担当課の工事であること』としていたが、発注者及び工事現場間の連携を確保できることとした上で、同一施工担当課の制限を削除します。

これに伴い、「現場代理人・主任技術者等の適正な配置について」及び「現場代理人の常駐義務の緩和に関する要領」における現場代理人の兼務を認める工事の条件のうち、『兼務する工事は全て本市発注の同一施工担当課の工事であること。』を『兼務する工事は全て本市発注の工事であること。』に改正します。

5 主任技術者等の専任について

「現場代理人・主任技術者等の適切な配置について」において、『公共性のある工作物に関する請負金額が3,500万円（建築一式工事の場合は7,000万円）以上の工事に設置される主任技術者等は、元請、下請の区別なく工事現場ごとに専任の者でなければならず、特別な場合を除き、他の工事現場と兼任はできない』としています。

国土交通省では、技術者の継続的な技術研鑽の重要性に加え、働き方改革の推進の観点を追加し、主任技術者等の専任の取扱いについて平成30年12月に改正を行いました。

これを踏まえ、本市においても「現場代理人・主任技術者等の適切な配置について」の「主任技術者等の取扱い（3）専任について」に『ただし、技術研鑽のための研修、講習、試験等への参加、休暇の取得、その他合理的な理由により短時間工事現場を離れることは差し支えない』を追加します。

6 下請負人選定通知書への警備業（交通誘導員）の記載について

受注者が契約締結後に提出する下請負人選定通知書について、警備業は建設業における工種ではないものの、現場の安全管理に直接かかわるものであることから、令和2年4月以降の契約締結時の提出書類作成の際、1次下請までの場合、施工体制台帳や下請負人選定通知書に警備業（交通誘導員）を記載するよう依頼することとします。

（財政部契約管財課 契約審査グループ 工事契約担当）